

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

本手続に係る受注者の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和7年2月14日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長 末富 理栄

1 案件概要

(1) 案件名 厚木(7)施設最適化総合設計に係る技術協力業務

(2) 履行場所 神奈川県大和市、綾瀬市

(3) 案件内容 本業務は、以下の技術協力業務を行う業務である。

計画準備、技術協力業務(実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議)

対象施設

主な施設

建替施設(建替え後の施設)

格納庫(S/RC-5 約14,410㎡)ほか25棟、 計 約70,900㎡

改修建物

格納庫(S-1 約11,450㎡)ほか52棟、 計 約81,490㎡

解体建物

庁舎(RC-1 約7,030㎡)ほか55棟、 計 53,280㎡

基地内幹線ユーティリティ 一式

注：特段の情報保全の措置を必要とする施設については、同措置を講じることが条件とする業務の追加について、契約締結後に受注者と協議を行う予定。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

(5) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結す

るものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

- (6) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、プロポーザル方式に関する説明書(以下「説明書」という。)に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(7) 参考額

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は9, 200万円程度(税込み)、工事規模は870億円程度(税込み)を想定している。

- (8) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)に代えることができるものとする。

- (9) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。

ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

- (10) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

- (11) 整備計画等の変更に伴い、優先交渉権者選定の提案内容が実施できない場合、優先交渉権者の選定を取り消す場合がある。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者(以下「単体」という。)又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和7年2月14日付南関東防衛局長)に示す手続きに従い、厚木(7)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防

衛省競争参加資格」という。)のうち、単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。)また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。

- (3) 防衛省競争参加資格の経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。)が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事：830点以上」、「土木一式工事：830点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」又は「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、「建築一式工事：990点以上」又は「土木一式工事：990点以上」のいずれかであること。

なお、代表者以外の構成員は7者までの参加を認める。

- (4-1) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成22年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事若しくは防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟あたり8,000㎡以上の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。))。
- (4-2) 代表者以外の構成員は、平成22年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事若しくは防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設又は改修建物の建築、電気、電気通信又は管工事のいずれか又は土木工事(土木工事は構造・面積は問わない)を施工した実績を有すること(いずれの施工実績であっても、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。))。

ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、防衛省競争参加資格の経営事項評価数値が建築一式工事990点以上又は土木一式工事990点以上であり、かつ、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事若しくは防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積が1棟当たり800㎡以上の新設又は改修建物の建築工事又は土木工事（面積・構造は問わない）のいずれかを施工した実績を有すること。

なお、（４－１）、（４－２）のいずれにおいても、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- （５）単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、令和８年度以降の予算で執行予定の当該工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者は、２級建築施工管理技士（建築）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・二級建築士の資格を有する者
- ・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる。

イ 監理技術者は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・一級建築士の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

ウ 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者が配置する監理技術者等は、平成22年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかの経験を有する者であること。

①元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物において、新設又は改修建物の建築工事を施工した経験を有する者であること。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

②総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物において、新設又は改修建物の建築工事を施工した経験を有する者であること。

ただし、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

エ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

オ 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 一級建築士の資格を有する者。

(7) 上記1に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制

の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

(14) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。

(15) 南関東防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、令和4年度及び5年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。

(16) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

(17) 本業務受注後に予定されている対象施設の工事において、次のアからウまでの合計で下請等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額の20%を超えていること。

ア 地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合

イ 地元企業を下請先に採用する発注予定工事費の割合

ウ 「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（神奈川県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。

地元企業とは、神奈川県内に本店の登記がある者をいう（以下同じ）。

なお、工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請等発注予定率に達しなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じ、以下の①から③の対応とする。

① 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。

② 努力不十分により、申請した下請け等発注予定率に満たないと判断された場合、ペナルティとして工事成績の減点に加え、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。

③ 申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場

合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

3 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

本案件は、海上自衛隊厚木航空基地の最適化事業においては、在日米海軍と海上自衛隊が共同で使用し、日米多数の隊員等が混在する中、大規模な施設の建替え・改修工事並びに屋外ユーティリティの切り回しを、部隊運用を中断させることなく実施する必要がある。このような極めて特殊な条件のもと、本案件に係る施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見を設計に反映することが必要である。

このような状況下で、発注者は、高度で専門的な施工の知見等を防衛省が実施する設計業務に反映させる必要があるため、発注方式として技術提案・交渉方式を採用し、技術協力・施工タイプを適用して技術提案を下記アからエについて求める。

技術提案の評価項目、評価基準及び配点は、説明書を参照のこと。

(2) 評価項目について

提出された技術提案等については、下記アからエまでの評価項目に着目して審査を行う。(説明書を参照のこと。)

技術提案：140点、地域貢献度：20点

ア 技術協力業務の実施に関する提案：20点

イ 主たる事業課題に関する提案①：45点

在日米海軍と海上自衛隊が共同で使用し、多数の隊員等が所在する厚木航空基地において、大規模な施設の建替、改修工事又は屋外ユーティリティの切り廻しを実施するにあたり、飛行場施設など部隊運用を維持しながら着実に工事を進捗させるための工法及び施工計画における注意点や課題及びその対処方法についての施工計画の提案

ウ 主たる事業課題に関する提案②：45点

厚木航空基地における事案特性（事業内容や条件、部隊任務、地域特性など）を踏まえ、飛行場施設や生活関連施設など様々な用途の建物の工事を集中的に実施するにあたり、施工品質を確保した上で仮設計画や円滑な資機材の調達・運搬搬出入、建築物やユーティリティなどの工事目的物を含め事業の実施にあたり如何に効果的にコスト抑制するのか、その考え方や課題及びその方法についての的確性を踏まえた最も適切な提案

エ 不測の事態の想定、対応力に関する提案：30点

厚木航空基地で飛行運用等に影響を与えないように複数の施設の建設工事を同時に実施するにあたり、基地内及び周辺道路における工事関係車両の安全運行を確保するための実効性及び実績を考慮した最も適切な対策の提案

オ 共同企業体の組成：10点

カ 地元企業の採用：10点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最上位である者が複数いる場合、次のアからオの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア (2) イ及びウの合計得点が高い者。

イ (2) エの得点が高い者。

ウ (2) オ及びカの合計得点が高い者。

エ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(6) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎5F
南関東防衛局総務部契約課

TEL 045-211-7143 FAX 045-212-2806

メールアドレス sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

5 手続き等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：令和7年2月14日から令和7年5月18日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から22時（金曜日は18時）まで。ただし、最終日は17時まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター

（<https://www.dfeg.mod.go.jp>）

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

ファイル形式

文書類：PDF

図面類：PDF

数量表等：Excel

申請書類：Word 又は Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他：通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、上記4へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を上記4に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記4の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）2枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページ

（https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf）より入手可能である。

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限： 令和7年3月17日 12時

イ 提出先： 上記４に同じ。

ウ 提出方法： 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が３MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記４に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(３) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限： 令和７年５月19日 12時

イ 提出先： 上記４に同じ。

ウ 提出方法： 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が３MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記４に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

６ その他

(１) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(２) 契約保証金

ア 技術協力業務：納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店 横浜銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 南関東防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 南関東防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１以上とする。

イ 施工：免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

(３) 技術提案書の無効

申請書、技術資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(４) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはな

らない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。

ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、本案件に係る施工の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び技術資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無： 無。

(8) 契約書作成の要否： 要。

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口： 上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5(2)及び(3)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。